

不発弾水中爆破時のジュゴンへの配慮のお願い



- ジュゴンについて
 - 日本国内では、沖縄周辺でのみ生息が確認されており、個体数が極めて少なく、絶滅の危険性が極めて高い生き物です。
 - 沖縄県では、ジュゴンの保護に関する取組を行っております。

- 生息場所について

- 沖縄県周辺海域は、ジュゴン分布域の北限と言われております。
- ジュゴンが利用する又は利用している可能性がある海域として、沖縄県自然保護課では本島周辺で7カ所の主要海域を定めておりますが、これ以外の海域（離島地域を含む）でも目撃情報があり、主要海域以外で生息する可能性は否定できません。

- 配慮事項について

- 不発弾の水中爆破の際、入水域規制区域（半径3km）内でジュゴン等の希少野生生物を発見した場合は、ジュゴン等が自ら入水域規制区域の外へ移動したことを確認した後に、爆破処理作業を行うようお願いいたします。
- 入域規制監視でドローン等を飛行させる場合、希少野生生物の存在確認をお願いいたします。



沖縄県環境部自然保護課

【ジュゴン関連URL】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/dugong.html>

令和元年7月作成